



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 850 身体障害者福祉法による指定医師の辞退 (障害福祉課)
- 851 身体障害者福祉法による医師の指定 (")
- 852 救急病院の認定 (医務課)
- 853 随意契約の相手方の決定 (薬務課)
- 854 道路の区域変更 (道路保全課)
- 855 新道路の供用開始等 (")
- 856 道路の区域変更 (")
- 857 新道路の供用開始等 (")

○ 公告

日高港塩屋緑地の指定管理者の指定 (港湾空港振興課)

告 示

和歌山県告示第850号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成21年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医 療 機 関 の 所 在 地	辞 退 年 月 日
今井敏和	外科	御幸クリニック	橋本市御幸辻245	平成21.4.30
葛原敏樹	耳鼻科	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	平成21.3.31
鈴木淳史	泌尿器科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成21.3.31
河村晃弘	循環器科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成21.3.31
大城治	整形外科	紀和病院	橋本市岸上18-1	平成21.3.31
松下哲尚	整形外科	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本2175-1	平成21.3.31
新谷卓司	心臓血管外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成21.3.31
南孝臣	小児科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成21.3.31

和歌山県告示第851号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成21年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類															
					視 覚	聴 覚	平 衡	言 語 声	音 声	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	小 腸	免 疫			
澁田昌一	小児科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成21.7.6																
間生孝	循環器科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成21.7.6																
平岡政信	耳鼻咽喉科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成21.7.6		○	○	○												
橋本和喜	整形外科	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本2175-1	平成21.7.6																
稲田佳紀	外科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成21.7.6														○	○	

和歌山県告示第852号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、

同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 白浜はまゆう病院
- 2 所在地 西牟婁郡白浜町1447番地
- 3 有効期限 平成24年6月29日

和歌山県告示第853号

抗インフルエンザウイルス薬の売買契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬(タミフルカプセル75 100カプセル(PTP) 備蓄用)
360,000カプセル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県福祉保健部健康局薬務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年7月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
69,400,800円(うち消費税及び地方消費税の額3,304,800円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第854号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀伊勝浦停車場線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		メートル	メートル	メートル

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		メートル	メートル	メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字築地五丁目1番1地先から同町大字勝浦字中ノ町407番1地先まで	旧	4.50 } 15.00	301.00	勝浦港湯川線と重複 142.00 那智山勝浦線と重複 10.00
東牟婁郡那智勝浦町大字築地五丁目1番1地先から同町大字勝浦字中ノ町417番1地先まで	新	11.00 } 15.00	360.00	勝浦港湯川線と重複 141.00 那智山勝浦線と重複 11.00

和歌山県告示第855号

平成21年和歌山県告示第854号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年7月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第856号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年7月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 勝浦港湯川線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		メートル	メートル	メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦字中ノ町417番1地先から同町大字湯川字越瀬932番37地先まで	旧	4.20 } 46.00	1,511.00	越の湯隧道 L=62.20 越瀬隧道 L=48.20 那智山勝浦線と重複 70.00
同上	新	10.00 } 46.00	932.00	甫子甫トンネル L=56.00 越瀬トンネル L=120.00 紀伊勝浦停車場線と重複 141.00 那智山勝浦線と重複 11.00

和歌山県告示第857号

平成21年和歌山県告示第856号(道路の区域変更)で告

示した新道路は、平成21年7月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公 告

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日高港塩屋緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年7月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 御坊市
和歌山県御坊市藪350番地
- 2 指定の期間 平成21年10月1日から平成26年3月31日まで